

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 2月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉給水ポンプ（B）用主潤滑油ポンプの出口圧カスイッチ計装配管の接続部より油のリーク（1滴/秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	原子炉冷却材浄化系補助ポンプの出入口弁及び当該ポンプバイパス弁のグラウンド部漏えい温度記録計に温度上昇が認められたため、対応検討	D	
3	1号機	中性子計測系中性子源領域モニタ（c h. 22）の「全挿入」表示ランプが点灯しないため、当該モニタ装置を点検・修理	C	
4	1号機	タービン建屋弁グラウンド部漏洩処理系復水器用ガス排風機の軸受温度が異常値を示したことから、振動診断を行った結果、潤滑油切れの兆候を示す波形及び異音の発生が認められたため、当該軸受を交換	D	
5	2号機	廃棄物処理系硫酸受入弁の操作ハンドル固定用ナットが外れているため、当該ナットを取付	D	
6	3号機	主発電機固定子巻線冷却系冷却器（A）の本体フランジ部よりリーク（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	5号機	タービン建屋送電盤室の天井部に敷設されている消火系配管より水のリーク（1滴/秒程度）の可能性が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
8	5号機	定例試験「主蒸気隔離弁10%閉試験」において、原子炉格納容器の内側主蒸気隔離弁（C、D）の弁棒に僅かな温度上昇が認められたため、対応検討	D	
9	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク（B）の点検において、タンク底部及びタンク内部配管用サポートのライニングに剥離や亀裂が認められたため、当該ライニングを補修塗装及び内部配管用サポートを交換	D	
10	6号機	復水脱塩装置エリア床ドレンサンプ用レベルスイッチ（2台）の点検において、端子箱用リングに破断及び脱落が認められたため、当該リングを交換及び取付け	D	
11	6号機	エリア放射線モニタ（原子炉建屋地下2階残留熱除去系ポンプ室）の点検において、検出器内部校正回路の故障が認められたため、当該検出器を交換	D	
12	6号機	燃料交換機機上操作卓の点検において、操作ハンドル用ロック機構に故障が認められたため、当該ハンドルを交換	D	
13	集中環境施設	洗濯廃液処理系洗濯廃液収集ポンプ（B）の出口空気駆動弁にシートリークの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで